

神戸運輸監理部入札監視委員会 令和7年度定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和7年12月4日（木） 神戸第2地方合同庁舎 6階会議室	
委 員 員	委員長：平野 謙（弁護士） 委 員：藤谷 秀雄（福山大学教授、神戸大学名誉教授） 委 員：持田 俊介（弁護士）	
審査対象期間	令和6年10月1日～令和7年10月31日	
抽出案件	総件数 2件	報告・説明事項等
工事		①入札・契約手続きの運用状況 ②指名停止等の運用状況 ③再度入札における一位不動状況 ④低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況 ⑤一者応札（工事）の発生状況 ⑥不調・不落の発生状況
一般競争	1件	
指名競争	抽出対象案件なし	
随意契約	抽出対象案件なし	
建設コンサルタント業務		
一般競争	抽出対象案件なし	
指名競争	抽出対象案件なし	
随意契約	抽出対象案件なし	
役務・物品		
一般競争	抽出対象案件なし	
指名競争	抽出対象案件なし	
随意契約 (企画競争)	1件	
委員からの意見 ・質問、それに 対する回答	意見・質問	別紙のとおり
	回答	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	無し	

意見・質問	回答
<p>1. 役務（企画競争）</p> <p><b>審議事案1</b></p> <p>「ひょうごフィールドパビリオンを活用した海事観光動画制作等業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価で4つの項目から評価されており、特定事業者は業務実施の確実性、安定性で高い点を取っていて、A社は提案内容の独創性、説得性で高い点を取っている。今回の特定事業者は、ほかにこういう動画作成の経験があったのか。採点に当たり、どのようなところが評価されたのか。</li> <li>・業務内容の理解度で、250と240という差がついているが、どういったところの違いで点数に出るのか。また提案内容の具体性・妥当性は大分差がついているが、これは何がどう違うから、点数に差が出るのか。</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス点は評価の対象となるのか。</li> <li>・全者ゼロ点なのはなぜか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容の独創性、説得性については、各業者から提案される内容の発想力、アイデアが主に採点の基準となっています。インスタグラマーの活用や、1人称視点での動画やナレーションを評価している委員もおりました。</li> <li>・業務確実性、安定性は、これまでの各社の動画制作に当たっての実績や業務体制などを基準としています。各会社、動画制作はされていたところ、その動画制作の種類など、今回のように旅物の動画の制作での実績や、官公庁の契約実績などの違いはあったかというところです。</li> <li>・企画提案書の内容を委員6人それぞれが評価し、その合計となります。理解度については、3社ともほぼ差がないという見方ができるかと思います。具体性については、例えばB社であれば、それぞれの評価の合計点としてあまり具体的な内容でなかったという評価になります。</li> <li>・神戸運輸監理部で企画競争の要領を策定しており、その中でワーク・ライフ・バランスの推進に関する指標も加点要素として含めることとされているため、評価の対象としています。</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスに関する認定制度があり、その認定を受けていると加点される仕組みになっていますが、各事業者が認定を受けていないためゼロ点になっているものです。</li> </ul>

・限られた予算の中で、ほかにどうすることをしたら効果的な観光誘致ができるかということについて、動画以外に選択肢があったのか。

・この配信の方法は、YouTubeのほかにはどういったものがあるか。

・私どもは兵庫県の海事行政を中心に行っており、海事観光についてインターネットや携帯を通じて、幅広い層に知ってもらうため、動画制作のうえ、SNSで配信するのが一番効果的ではないかと考えたところです。

・配信媒体については、YouTubeとXの2つになります。今回、撮影に御協力いただいた各自治体様、観光協会様、各店舗にも全て動画を送付し、配信にご協力いただきました。

## 2. 工事（一般競争入札）

### 審議事案2

#### 「兵庫陸運部（魚崎庁舎）LED転換工事」

・落札率40.1%と、非常に低い金額で落札されている。調査基準価格と予定価格があるようだが、これらはどのようにして導き出したのか。応札した10社のうち5社が50%以下である。予定価格の設定自体がおかしかったのではないか。

・資材の品質に対する要求事項はあったのか。想定した品質、性能と、どの程度、設計で縛られていたのか。それと比べて、同等と判断したことだが。

・資材の価格が読めないということだが、国土交通省内のほかの実績から推定することはないか。あるメーカーの試験機は、メーカーが言う標準価格から比べて7掛けになるなど。そういう情報が共有できていれば、これほど大きな開きにはならないのではないか。

・調査基準価格は予定価格に対して一定の率を掛けて算出をしています。予定価格の算出については、別途契約を結んでいる設計業者の方で計算を行い、それを基に算出しているところです。予定価格の設定に関して言えば、資材費が予定価格と各社入札額との乖離の大部分を占めていましたが、予定価格の方は市場価格を見ながらの積算となっていることから適正であったと認識しています。

・仕様書に使用する資材を指定しています。指定以外の資材を使用する場合は別途協議の上、同等品でも可能ということにしています。

・発注の時期や地域性もあると考えており、工事についてはあまり過去の実績等で推計することはしていません。